

墨田区消費者ニュース

令和2年5月発行 第162号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



皆さんは、「エシカル(倫理的)消費」をご存じですか？

私たちは、ものを買ったり、食べたり、使ったり、日々何らかの消費をしています。例えば、買い物でどれを買うか選ぶとき、値段、品質、安全性のほかに、それがどのように作られたかといったものの背景や、それを選ぶことで世の中にどんな影響を与えるか、考えたことはありますか？

エシカルとは「倫理的」という意味で、人や社会、環境に配慮した消費行動のことを「エシカル(倫理的)消費」といいます。

皆さんも、毎日の暮らしの中で、できるところから無理のない範囲でエシカル消費を取り入れてみませんか？

買い物するときに見えること

- ・ 買い物の際は、マイバッグを持参する。
- ・ 地元の産品や被災地の産品を購入する。
- ・ 福祉施設で作られた製品を購入する。
- ・ 食べ残しを減らす。(食品ロス削減)
- ・ マイボトルを持ち歩く。

買い物以外でできること

消費者が、事業者、地方公共団体、国などとも連携しながら、食品ロス削減を始め、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて具体的な行動を起こしていただくきっかけとなるよう、令和2年度の消費者月間においては、「豊かな未来へ ~『もったいない』から始めよう!~」を統一テーマとして掲げます。

消費者庁「消費者月間統一テーマ趣旨」
から一部抜粋

消費者庁
豊かな未来へ
「もったいない」から始めよう!

5月18日は「188の日」だよ!

188 消費者ホットライン
5月は消費者月間
Q 消費者月間

消費者センター相談窓口から

1か月前のキャンセルでも返金されない日帰りバスツアー
～企画旅行と手配旅行の「解約料」は違います～

【相談事例】

所属するサークルのメンバーで、日帰りで行ける陶芸体験バスツアーに行くことになった。メンバーの一人が、旅行代理店に勤めていたので、その人が中心となり、バスの手配や陶芸体験の予約などを進めてくれた。催行日は3月10日で、1月31日に申込金1万円を払った。その際、「2月1日以降のキャンセルは返金できません」と書かれた申込書を受け取った。事情があり、2月10日にキャンセルを申し出た。業者は返金不可というが、以前、旅行会社が企画した日帰りバスツアーを当日の朝キャンセルした時、半額返金された。今回は1か月前のキャンセルなので、全額返金して欲しい。

(60代 女性)

【アドバイス】

旅行契約には、旅行業者が企画を立てる「企画旅行」と旅行者の依頼に従って旅行業者が運送・宿泊先機関を手配する「手配旅行」に分けられます。「企画旅行」の場合、旅行開始から一定の日数以前の解約であれば、キャンセル料は発生せず支払った代金は全額返金されます。一方「手配旅行」については、契約直後の解約であっても、運送・宿泊機関に払うべき取消料や旅行業者への取消手数料等を支払う必要がある場合があります。

事例では、サークルのメンバーで、日程や旅行内容を決めており手配旅行にあたります。旅行会社が企画した日帰り旅行であれば、旅行開始10日前までなら全額返金されますが、当事案は「手配旅行」なので、1か月前のキャンセルであっても旅行会社の規定に従い、返金を求める事はできません。

すみだ消費者センター相談室



相談専用

ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

